

IV 生活環境安全

生 活 環 境 安 全 課

生活環境安全課は、薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養に係わる施設等の許可・届出、監視・指導、相談、普及啓発等の業務を行っている。これらの事業は、薬局、理・美容所、公衆浴場、飲食店、食品製造業、特定給食施設等の施設設備の衛生確保や医薬品、飲料水、食品による危害発生の防止、管理等であり、いずれも市民生活の安全と衛生に密接に係わる事業となっている。

根拠法令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧法律名：薬事法）、理容師法、美容師法、公衆浴場法、旅館業法、食品衛生法、健康増進法、食品表示法等がある。

令和6年度は、主な取組として、次の事業を行った。

薬事分野では、医薬品や医療機器の適正使用の推進やそれらによる健康被害の防止を図るため、薬局等への監視指導を実施した。また、薬局管理者に対し、法令、各種制度の改正情報、不適事例、薬局として必要な事項等を周知等するため、薬事講習会を実施した。毒物及び劇物の危害防止を図るため、シアン・トルエン取扱業者、毒物劇物販売業者等に対する一斉監視指導を実施した。若年層の大麻の乱用拡大や医薬品の過量摂取（OD）が大きな問題となっているため、地域に根ざした啓発活動を推進するため東京都薬物乱用防止推進地区協議会等の活動に対し、連絡会議や研修等への参加、啓発資材の調達・配布、街頭啓発活動等の支援を行うとともに薬局やドラッグストア等に対する指導を強化した。また、保健所主催による薬物乱用防止推進地区協議会連絡会及び指導員研修会を開催した。

環境衛生分野では、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、映画館、プール、大規模ビル等、多くの都民が利用する施設について監視指導を行い、設備の維持管理のほか水質や空気等を検査することにより、利用者の衛生確保を図っている。公衆浴場等営業施設に対しては、循環型浴槽等入浴設備におけるレジオネラ属菌の抑制を図るため、毎月、設備の維持管理状況報告書を徴収し、内容を審査し、維持管理について指導している。また、レジオネラ症に関し、感染リスクの高い高齢者が利用する社会福祉施設等については、浴槽等の衛生管理の徹底を図るため、施設が行う自主管理に対する技術的支援を行っている。水道法における水質基準項目の見直しが予定されているため、専用水道設置者に対し基準値遵守に向けた衛生管理について指導・助言を行った。

食品衛生分野では、食品による危害の発生を未然に防止するため、食品取扱施設の監視指導や検査を実施している。食中毒等の食品事故が特に発生しやすい夏期及び食品等の流通が増加する歳末には、全国的な取組の一環として一斉監視を実施した。また、令和3年6月に原則全ての食品事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、窓口指導や講習会等の際に、都が作成した衛生管理ファイル等を活用し、HACCPの導入・定着を支援した。

保健栄養分野では、住民の食からの健康づくりを支援するため、食環境の整備を推進している。特定給食施設等に対する指導、加工食品等への栄養成分表示や誇大表示に関する監視指導、野菜摂取量増加に向けた取組であった「野菜メニュー店」を令和6年10月「からだ気くばりメニュー店」に拡大リニューアルして実施している。「からだ気くばりメニュー店」は、野菜たっぷりのメニュー、栄養バランスのよいメニュー、減塩に配慮したメニューを提供するお店で、地域に増やすことで健康的な食生活を支援する食環境整備を行っている。また、「若い世代向け“ちゃんとごはん”」「食からのフレイル対策」「食生活改善のためのヒント」等、食生活改善に関する情報をホームページに掲載し、健康的な食生活を送れるよう、地域住民に向けて情報を発信している。

1 薬事

薬局等の開設許可・監視指導を行っている。また、薬剤師の免許申請事務等を行っている。

(1) 薬事衛生（薬局等薬事施設関係）

平成 26 年 11 月に改正薬事法が施行され、医薬品・医療機器等の安全対策の強化、医療機器規制の再構築及び再生医療等製品制度の創設とともに、法律名が「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に変更された。また、同年 4 月に指定薬物の所持・使用規制の追加及び罰則規定が新設されるとともに、同年 12 月には検査命令等の対象が拡大されるなど、危険ドラッグ乱用防止対策の強化も図られた。

また、平成 29 年 1 月に発生した偽造医薬品の流通事案を受けて、同年 10 月、偽造医薬品の流通防止対策に関しての医薬品医療機器等法の省令改正も行われた。

さらに、国民ニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことのできる環境を整備するため、令和元年 12 月に医薬品医療機器等法が改正された。薬局における継続的服薬指導等が令和 2 年 9 月 1 日より施行され、また、特定機能を有する地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が令和 3 年 8 月 1 日より施行された。

当保健所においては、医薬品医療機器等法及び麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、医療機器販売業の許可申請、諸届出を受け付け、事業所への立入調査を実施し、構造設備、管理状況、広告等について監視指導を行っている。〔表 1－1〕

特に、薬局については、平成 28 年 10 月 1 日より届出が開始された、「健康サポート薬局」制度を含め、薬剤師会等と連携し、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進のための取組を行っている。

さらに、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のため、収去して承認規格試験等を実施している。令和 6 年度は、医療用医薬品、医薬部外品、化粧品の各 1 品目について収去し、試験検査を実施した結果、不適合品は発見されなかった。〔表 1－2〕

また、薬事講習会を 5 都保健所共同によるオンデマンド動画配信方式で開催し、医薬品医療機器等法に関する行政情報等の周知を図った。

(2) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業者の登録及び各種届出等を受理するとともに、事業者に対する立入調査を実施し、毒物劇物の譲渡・譲受、貯蔵設備、取扱い等について監視指導し、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

また、無機シアン化合物を使用する電気めっき事業者（毒物劇物業務上取扱者）に対し、シアン化合物の保管管理について重点指導を行った。同時に、事業所からの排水を採水し、規制物質であるシアン含有濃度を検査した結果、基準の範囲内に収まっていたことを確認した。〔表 1－4〕

(3) 家庭用品

平成 3 年度から、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品衛生監視業務が保健所に移管されたことにより、小売店から家庭用品を試買し、ホルマリン等の有害物質含有の有無等について試験検査を行っている。

令和 6 年度は、繊維製品など 89 品目を買い上げ、東京都健康安全研究センターで試験検査を実施したところ、基準不適合品は発見されなかった。

(4) 薬物乱用防止

昭和 63 年から「薬物相談窓口」を設置し、都民からの薬物乱用に関する一般相談を受け付けるとともに、薬物乱用に関する知識の普及・啓発のため、啓発パンフレットの配布及び啓発資材の貸出し並びに学校等への講師派遣を行っている。

東京都薬物乱用対策推進計画を踏まえて、各市の薬剤師会や各地区の薬物乱用防止推進協議会が行う街頭活動及び講演会等への参加並びに啓発資材の提供を行い、協働しながら薬物乱用防止活動に努めている。令和 6 年度は、各市の薬物乱用防止関係機関との連絡会及び研修会を 9 月に当保健所講堂にて開催し、情報の共有化及び連携の強化を図った。〔表 1－5〕

また、昨今社会問題化している大麻及び覚醒剤等の乱用防止に向け、ポスター・小冊子の配布及び情報発信を積極的に実施している。

さらに、「不正大麻・けし撲滅運動実施要領」に基づき、管内に自生している「けし」について抜去を行い、都薬用植物園に搬送・廃棄している。〔表 1－6〕

〔表 1－1〕 薬事関係施設数及び監視指導件数

業 種			施設数							許可届出件数				監視指導件数	
			5年度末	6年度末	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	新規	廃止	更新		諸届
医薬品	薬 局		517	529	91	95	129	119	59	36	29	17	78	2,553	376
	販売業	店舗販売業	155	162	31	23	37	42	20	9	14	7	27	748	114
		卸売販売業	27	27	2	3	11	7	2	2	1	1	7	20	14
		薬種商販売業（※1）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	薬局製剤製造販売業		19	19	8	3	3	3	2	-	-	-	3	1	7
	薬局製剤製造業		19	19	8	3	3	3	2	-	-	-	3	1	8
	麻薬小売業者		418	428	82	81	108	84	46	27	25	15	69	1,005	234
	向精神薬販売業者		544	556	93	98	140	126	61	38	30	18	...	6	390
	覚醒剤原料取扱薬局（※2）		517	529	91	95	129	119	59	36	29	17	...	64	376
高度管理医療機器販売業・貸与業			503	516	111	94	137	98	46	30	29	16	47	339	230
管理医療機器販売業			2,688	2,731	639	453	643	556	309	131	124	81	...	69	504
管理医療機器貸与業			862	888	163	145	214	216	98	52	54	28	...	13	504
化粧品販売業			699	718	124	121	177	168	81	47	...	...	...	...	504
医薬部外品販売業			699	718	124	121	177	168	81	47	...	...	...	...	504
毒物劇物	販売業	一般販売業	159	153	23	22	55	34	9	10	5	11	24	24	51
		特定品目販売業	2	2	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1
		農薬用品目販売業	11	11	-	2	3	3	2	1	-	-	4	6	12
	業務上取扱者	届出	電気めつき業	4	3	-	1	-	2	-	-	1	...	-	5
			金属熱処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	-	-
			しろあり防除業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...	-	-
		非届出	工場・研究所等	82	82	17	18	21	19	5	2	...	...	...	...
ゴルフ場	1		1	-	-	-	1	-	-	...	...	...	...	-	
学校	167		167	28	29	41	38	20	11	...	...	...	...	-	
総 数			8,093	8,259	1,636	1,407	2,028	1,807	902	479	340	212	263	4,849	3,834

（※1） 薬事法施行規則附則第4項該当者(旧薬種商)

（※2） 覚醒剤取締法第 30 条の7に規定する者の数

〔表1－2〕収去品試験結果

年 度	令和3年度(※)	令和4年度(※)	令和5年度	令和6年度
品 目	医療用医薬品 -	医療用医薬品 -	医療用医薬品 1	指定医薬部外品 1
	医薬部外品 -	医薬部外品 -	医薬部外品 1	医薬部外品 1
	化粧品 -	化粧品 2	化粧品 1	化粧品 1
	医療機器 1	医療機器 -	医療機器 -	医療機器 1
	計 1 品目	計 2 品目	計 3 品目	計 4 品目
結 果	全て適	全て適	全て適	全て適

(※) 令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症に対する所内応援体制確保の影響により、収去数を縮小して対応した。

〔表1－3〕薬事講習会

実施日	実施内容	対象施設
令和7年1月14日～ 令和7年2月14日 (動画配信)	「病院薬剤師が薬局薬剤師に期待するトレーニングレポートについて ～僕らの願いよ、医師に届け～」 外部講師	約 2000 施設 (多摩地区全域) [当所管内は 523 施設]

〔表1－4〕シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査状況

区 分	施設数	採水件数	検査結果	
			1ppm以下	1ppm超
令和3年度	5	4	4	-
令和4年度	-	-	-	-
令和5年度	4	4	4	-
電気めっき業	4	4	4	-
熱処理業	-	-	-	-
令和6年度	3	3	3	-
電気めっき業	3	3	3	-
熱処理業	-	-	-	-

〔表1－5〕薬物乱用防止推進地区協議会連絡会及び指導員研修会

実 施 日	実 施 内 容	対 象 者
令和6年9月18日 (当保健所講堂で開催)	1 連絡会 各地区の活動状況及び活動計画の報告 外 2 研修会 薬物乱用の現状等について 外	管内6市薬物乱用防止推進地区協議会指導員 管内6市薬物乱用防止推進地区協議会事務局 担当者

〔表1－6〕けし抜去本数

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本 数	37 本	24 本	27 本

(※) 平成23年度より実施

2 環境衛生

環境衛生事業は、都民の日常生活に密接な関係を持つ理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認を行うとともに、施設の衛生を確保するために立入検査や科学検査等を実施して、公衆衛生の向上を図っている。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するため、気密化する住宅での適切な換気、集合住宅の給水設備等の管理に関する助言・指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等に取り組んでいる。

(1) 環境衛生関係施設と監視指導

〔表2-1〕環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数(法令に基づく業種分類)

業 種	施 設 数								許可等		監視指導 件 数
	令和 5年度末	令和6年度末							許可 件数	廃止 件数	
	総 数	総 数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市			
総 数	10,322	10,212	3,333	1,588	2,082	1,965	721	523	149	259	2,528
理 容 所	447	434	96	65	105	89	44	35	9	22	270
美 容 所	1,534	1,543	577	165	270	322	129	80	101	92	1,076
ク リ ー ニ ン グ 所	421	386	66	57	96	98	43	26	8	43	243
一 般	139	129	21	22	33	29	14	10	－	10	90
取 次 所	278	253	45	34	62	67	29	16	8	33	152
無 店 舗 取 次 店	4	4	－	1	1	2	－	－	－	－	1
公 衆 浴 場	78	82	15	17	19	20	6	5	6	2	187
普 通	17	17	1	4	4	4	1	3	－	－	45
そ の 他	61	65	14	13	15	16	5	2	6	2	142
旅 館 業	58	56	14	8	22	6	3	3	1	3	114
旅 館 ・ ホ テ ル	55	53	13	7	22	6	2	3	1	3	107
簡 易 宿 所	3	3	1	1	－	－	1	－	－	－	7
下 宿	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
季節営業（再掲）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
興 行 場	65	65	15	4	18	24	2	2	－	－	125
映 画 館	28	28	8	－	9	11	－	－	－	－	59
多目的使用施設	27	27	6	4	6	7	2	2	－	－	46
そ の 他	10	10	1	－	3	6	－	－	－	－	20
仮 設 興 行 場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
プ ー ル	226	225	35	36	58	47	29	20	3	4	302
許 可	63	64	11	12	13	13	8	7	1	－	137
届 出	163	161	24	24	45	34	21	13	2	4	165
水 道 施 設	7,136	7,059	2,419	1,194	1,381	1,284	437	344	15	92	143
上 水 道	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
簡 易 水 道	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
専 用 水 道	42	41	6	4	12	14	3	2	－	1	55
簡易専用水道	1,439	1,427	295	245	352	341	135	59	6	18	－
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	792	770	237	147	161	144	53	28	5	27	85
特 定 外 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	4,862	4,820	1,880	798	856	785	246	255	4	46	3
温 泉 利 用 施 設	11	11	－	1	1	9	－	－	－	－	21
特 定 建 築 物	346	351	96	41	112	66	28	8	6	1	47

〔表2－2〕環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数(要綱に基づく施設)

業 種	施 設 数								届出 件数	廃止 件数	調査指導 件 数
	令和 5年度末	令和6年度末									
		総数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市			
総 数	274	264	40	29	40	68	41	46	10	20	172
コインランドリー	146	149	23	22	28	37	25	14	10	7	148
コインシャワー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 用 井 戸 等	128	115	17	7	12	31	16	32	0	13	24

(2) 環境衛生関係施設の理科学検査

各施設には、法令により室内空気環境や水質等の維持管理基準が規定されている。これらの施設に定期的に立入検査を行い、不適施設に対して改善措置、原因究明等を指導している。

① 理容所・美容所の空気検査

施設内の空気を清浄に維持するために換気を指導している。換気不足になりやすい冷暖房を行う夏期及び冬期に、室内の炭酸ガスと一酸化炭素の測定を実施した。

〔表2－3〕理容所・美容所の空気検査結果

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	項目別不適合数			
					冷房期		暖房期	
					炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	112	110	2	110	-	1	1	-
美容所	310	310	-	310	-	-	-	-
				基準 (指導基準)	0.5%以下	(10ppm 以下)	0.5%以下	(10ppm 以下)

② クリーニング所の空気検査

ドライクリーニングの溶剤として使用されるテトラクロロエチレンは、健康障害を防止するための管理濃度が定められており、使用施設内の空気測定を実施した。

〔表2－4〕クリーニング所の空気検査結果

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査施設中		管理濃度
					適合	不適合	
テトラクロロエチレン	14	14	-	14	14	-	25ppm 以下

③ 貸しおしぼり検査

「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」に基づき、貸しおしぼりを供給するクリーニング所の検査を実施した。

〔表2－5〕貸しおしぼり検査結果

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項 目 別 不 適 合 数 (延 数)				
				適合	不適合	変色	異臭	大腸菌群	黄色 ブドウ球菌	一般細菌数
1	0	1	2	1	1	1	-	-	-	1
				指導基準		ないこと		検出されないこと		10 万個/枚以下

④ 公衆浴場の検査

公衆浴場について、浴槽水の水質検査等を実施した。

〔表2-6〕公衆浴場の水質検査結果

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項 目 別 不 適 合 数 (延 数)					不適合数
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム 消費量	大腸 菌群	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素	
普 通	18	14	4	115	100	9	-	-	6	2	5	8
その他	39	30	9	142	128	10	-	1	1	4	6	4
					基準		5 度以下	25mg/ℓ 以下	1 個/㎖ 以下	検出されないこと (10CFU/100㎖ 未満であること)	0.4mg/ℓ 以上	20 ルクス 以上

⑤ 興行場の空気検査

映画館、多目的ホール等の興行場について、夏期と冬期の年2回、場内の空気検査を実施した。

〔表2-7〕興行場の空気検査結果

実施 時期	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項 目 別 不 適 合 数 (延 数)		
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量
夏期	58	58	-	143	143	-	-	-	-
冬期	55	55	-	138	138	-	-	-	-
					基準		0.15%以下	30 個/枚以下	0.2mg/㎡以下

⑥ プールの水質検査

許可プール（営業施設）及び届出プール（学校）の水質検査等を実施した。

〔表2-8〕プールの水質検査結果

種 別	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項 目 別 不 適 合 数 (延 数)								
					適合	不適合	pH 値	濁度	過マン ガン酸 カリウム 消費量	遊離 残留 塩素	大腸菌	照度	炭酸 ガス	レジオ ネラ 属菌	一般 細菌数
許可	55	42	13	183	163	20	-	-	-	10	-	4	-	5	2
届出	5	5	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					基準		5.8 ～8.6	2 度 以下	12mg/ℓ 以下	0.4mg/ℓ 以上	検出され ないこと	100 ルクス 以上	0.15% 以下	検出され ないこと (10CFU/ 100㎖未 満であること)	200 個 /㎖ 以下

(3) 行政検査による水質検査

管内の飲用井戸等の飲料水の安全を確保するため、大腸菌・有機化学物質などの水質基準項目を中心に水質の実態を把握する目的で実施した。

〔表2－9〕行政検査による水質検査結果

区 分		検 査 施 設 数	適 合	不 適 合	項目別不適合数(延数) 嫌気性芽胞菌
総 数		19	17	2	－
飲料水	水 道 水 (※)	7	7	－	－
	井戸水等	12	10	2	－
基準(飲料水)					検出されないこと

(※) 水道水は、自己水源を有する専用水道の原水及び浄水。

(4) 環境保健対策

健康づくりの施策の一環として、健康的な住まい方や維持管理について助言を行った。

〔表2－10〕環境保健相談・調査件数

住まい方相談	有害化学 物 質	その他の 空気環境	アレルギー	生活害虫 (害虫等の同定数)	悪臭・ 騒音	その他の生活環境・ 室内環境保健 (同定数)	その他 (※)
相談件数	7	4	－	121(14)	5	3(-)	33
調査件数	－	－	－	－	－	－	－

(※) その他は、消毒方法、水質検査等に関係する相談であった。

(5) 相談・苦情

都民から寄せられた環境衛生に関する相談・苦情には、必要に応じ現場調査するなど、速やかな対応と回答に努めた。

〔表2－11〕営業関係・飲料水等の相談等処理件数

総数	営業関係			飲用水				特定建築物
	営業六法 (※)	その他	小計	法 適 用 施 設	小 規 模 給 水 施 設	井戸等	小計	
1,499	905	137	1042	125	148	23	296	161

(※) 営業六法：「公衆浴場法」「旅館業法」「興行場法」「理容師法」「美容師法」「クリーニング業法」

(6) 講習会

毎年、環境衛生関係営業施設、プール、特定建築物等の管理者、社会福祉施設等を対象に、衛生管理の向上や事故の未然防止を目的とした講習会を開催している。

〔表2－12〕講習会開催状況

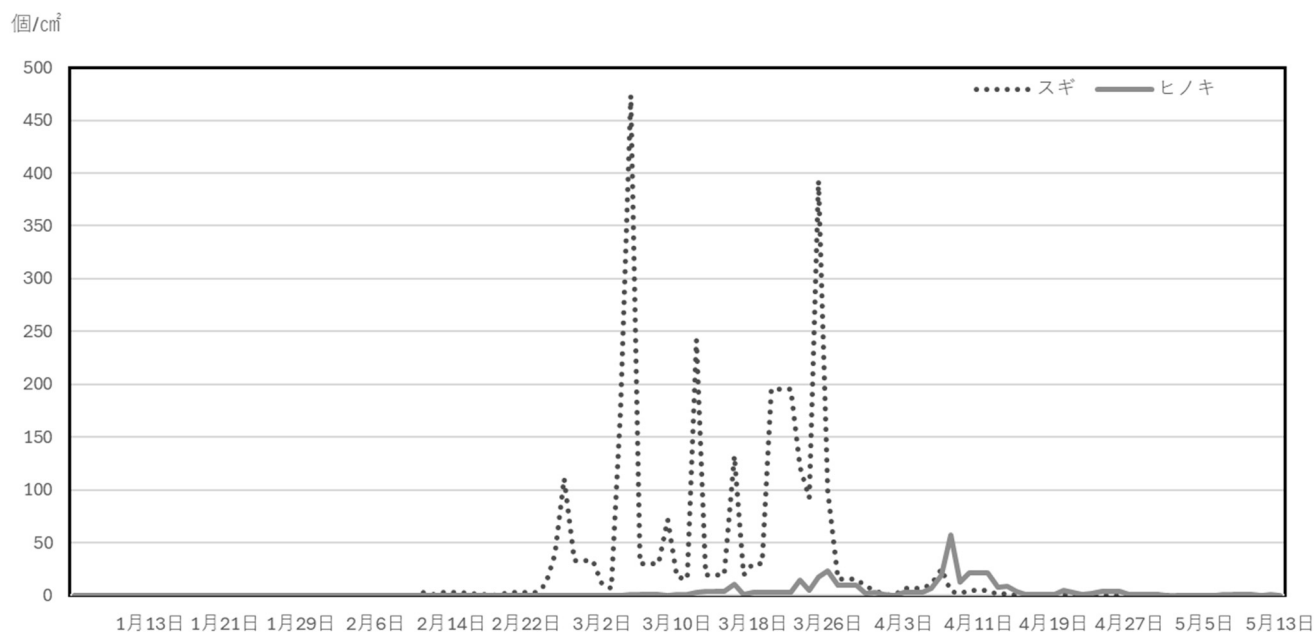
対 象	回 数	人 数	対 象	回 数	人 数
プ ール 管 理 者 等	2	334	社会福祉施設管理者等	1	36
特定建築物管理者等	1	194	専用水道設置者等	1	22
環境衛生施設営業者等	3	48			

(7) 花粉飛散数調査

アレルギー症状を引き起こすとされるスギ、ヒノキの花粉飛散数調査として、保健所屋上に設置したダーラム式花粉捕集器で採取した花粉を計測し、ホームページで情報提供している。令和7年の当所における飛散開始日は、2月14日であった。観測を開始した1月6日から5月14日までのスギ、ヒノキの飛散数の合計は3,465.6個/cm²であり、昨年(6,472.5個/cm²)の5割ほどの飛散数であった。また、スギの飛散ピークは3月6日(473.5個/cm²)、ヒノキは4月9日(57.4個/cm²)であった。

なお、当該データは速報値であり、東京都花粉症対策検討委員会の検討結果により変更されることがある。

〔図2－1〕令和7年スギ、ヒノキ花粉飛散数(令和7年1月6日～令和7年5月14日)



3 食品衛生

食品による健康被害等を未然に防止し、都民の食生活の安全・安心を確保するため、保健所では、食品関係営業者等に対して許可業務、施設の衛生指導、製品の抜き取り検査や表示の検査等を行っているほか、食中毒等の健康危害が発生した際は、関係施設や食品等を調査し、速やかに原因を究明して被害の拡大防止と今後の再発防止に努めている。

令和6年度は、管内の地域特性や食中毒の発生状況等を踏まえ策定した監視指導計画に基づき、集団給食施設等の食中毒のリスクが高い業態に対する重点監視、食中毒等の食品事故が特に発生しやすい夏期及び食品等の物流量が増加する歳末に一斉監視を行う等、効果的な監視指導に努めた。また、都民への普及啓発として、情報紙「食べもの暦」や「食品衛生ミニ情報」を発行するとともに、食中毒予防の動画コンテンツを充実させ、当所ホームページで幅広い年齢層に向けて発信するなど、食品衛生に関する情報をわかりやすく提供している。

令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、許可制度の見直しや新たに営業届出制度が導入されたほか、原則全ての食品関係事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められることとなった。このため、業種別手引書や都が作成した衛生管理ファイルを窓口指導や講習会等の際に活用し、衛生管理計画を作成させるとともに、調理・製造記録表を作成させるなど、HACCPの導入・定着に向けた支援を実施している。

このほか、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌O157等による食中毒予防対策として、ホテル、仕出し店等の大量調理施設のほか、高齢者・子供等が利用する社会福祉施設等に対して重点的に監視指導を行ったほか、食品表示法に基づく表示事項について、食品関連事業者等に対して監視指導を行い、管内の製造・流通食品の表示の適正化を図った。

さらに、調査研究事業として、令和5年度から引き続き「学園祭等の模擬店における衛生管理についての普及啓発動画制作」を実施した。ここ数年間新型コロナウイルス感染症の流行により学園祭等での食品提供を自粛していた学校等の多くが、令和5年5月の本感染症の5類感染症への移行により食品提供を再開した。このような学校等を対象に効果的に食中毒予防を呼びかけるため、若い世代にとって身近な動画形式を用いて、普及啓発資材を制作した。さらに動画視聴者へのアンケート調査を行い、寄せられた意見を反映させることで、動画の改善を実施した。

(1) 営業施設数、許可件数、監視指導件数

管内の食品関係営業施設数、許可・届出等の件数、監視指導件数を次頁以降の表に示した。

〔表3-1〕 〔表3-2〕 〔表3-3〕

〔表3－1〕改正後食品衛生法第55条、東京都ふぐの取扱い規制条例、食品衛生法施行細則第17条に規定する営業

区 分		5年度末 営業所数	許 可 件 数															
			新 規								更 新							
			武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計
飲 食 店 営 業	一般飲食店	3,894	406	129	266	244	118	92	・	1,255	－	－	－	－	－	－	・	－
	集団給食	236	10	20	23	30	12	9	・	104	－	－	－	－	－	－	・	－
	自動車	189	・	・	・	・	・	・	67	67	・	・	・	・	・	・	－	－
	簡易	9	9	－	1	2	1	1	・	14	－	－	－	－	－	－	・	－
	移動	2	・	・	・	・	・	・	1	1	・	・	・	・	・	・	－	－
	臨時	40	・	・	・	・	・	・	17	17	・	・	・	・	・	・	－	－
	天ぷら船	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
	屋形船	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
小計		4,370	425	149	290	276	131	102	85	1,458	－	－	－	－	－	－	－	－
調理機能を有する自動販売機		45	2	1	6	4	2	－	・	15	－	－	－	－	－	－	・	－
食肉販売業		96	8	2	9	5	4	3	・	31	－	－	－	－	－	－	・	－
魚介類販売業		99	8	4	8	7	2	2	・	31	－	－	－	－	－	－	・	－
魚介類競り売り営業		－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
集乳業		－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
乳処理業		2	－	－	1	－	－	－	・	1	－	－	－	－	－	－	・	－
特別牛乳搾取処理業		－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
食肉 処理業	一般	6	2	－	－	1	－	－	・	3	－	－	－	－	－	－	・	－
	自動車	－	・	・	・	・	・	・	－	－	・	・	・	・	・	・	－	－
	小計	6	2	－	－	1	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－
食品の放射線照射業		－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
菓子製造業		454	30	18	32	38	26	15	・	159	－	－	－	－	－	－	・	－
アイスクリーム類製造業		9	1	－	1	1	－	－	・	3	－	－	－	－	－	－	・	－
乳製品製造業		4	2	－	－	1	1	－	・	4	－	－	－	－	－	－	・	－
清涼飲料水製造業		6	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
食肉製品製造業		7	1	－	－	－	－	－	・	1	－	－	－	－	－	－	・	－
水産製品製造業		11	－	－	－	2	－	－	・	2	－	－	－	－	－	－	・	－
氷雪製造業		－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
液卵製造業		－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
食用油脂製造業		1	－	－	－	2	－	－	・	2	－	－	－	－	－	－	・	－
みそ又はしょうゆ製造業		3	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
酒類製造業		8	－	1	－	1	1	－	・	3	－	－	－	－	－	－	・	－
豆腐製造業		14	－	1	2	－	－	－	・	3	－	－	－	－	－	－	・	－
納豆製造業		1	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
麺類製造業		11	1	1	1	4	－	－	・	7	－	－	－	－	－	－	・	－
そうざい製造業		116	9	3	6	10	1	3	・	32	－	－	－	－	－	－	・	－
複合型そうざい製造業		－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
冷凍食品製造業		6	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
複合型冷凍食品製造業		－	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－
漬物製造業		20	1	1	1	3	2	－	・	8	－	－	－	－	－	－	・	－
密封包装食品製造業		26	－	2	2	3	4	－	・	11	－	－	－	－	－	－	・	－
食品の小分け業		6	2	－	－	－	－	－	・	2	－	－	－	－	－	－	・	－
添加物製造業		1	－	－	－	1	－	－	・	1	－	－	－	－	－	－	・	－
総数		5,322	492	183	359	359	174	125	85	1,777	－	－	－	－	－	－	－	－
東京都 ふぐの取扱 い規制条例	ふぐ取扱所	30	2	1	－	4	1	2	・	10	・	・	・	・	・	・	・	・
生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)		6	－	－	－	－	－	－	－	－	・	・	・	・	・	・	・	・

(※) 都内一円：営業範囲を都内に限定したもの
令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行

区 分		廃 業 数								6 年 度 末 営 業 所 数								監視 件数
		武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	計	
飲 食 店 営 業	一般飲食店	62	18	39	32	17	13	・	181	1,466	553	1,137	1,084	441	287	・	4,968	2,833
	集団給食	1	3	8	3	1	－	・	16	52	57	72	75	47	21	・	324	304
	自動車	・	・	・	・	・	・	1	1	・	・	・	・	・	・	255	255	127
	簡易	9	－	－	－	－	－	・	9	2	－	4	3	3	2	・	14	18
	移動	・	・	・	・	・	・	－	－	・	・	・	・	・	・	3	3	4
	臨時	・	・	・	・	・	・	－	－	・	・	・	・	・	・	57	57	21
	天ぷら船	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
	屋形船	－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
	小計	72	21	47	35	18	13	1	207	1,520	610	1,213	1,162	491	310	315	5,621	3,307
調理機能を有する自動販売機		－	4	1	3	1	－	・	9	12	5	18	10	3	3	・	51	21
食肉販売業		－	－	－	－	－	－	・	－	23	18	34	31	14	7	・	127	141
魚介類販売業		－	－	－	2	－	－	・	2	28	17	29	36	12	6	・	128	158
魚介類競り売り営業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
集乳業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
乳処理業		－	－	－	－	－	－	・	－	1	－	2	－	－	－	・	3	10
特別牛乳搾取処理業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
食肉 処理業	一般	－	－	－	－	－	－	・	－	3	－	2	4	－	－	・	9	16
	自動車	・	・	・	・	・	・	－	－	・	・	・	・	・	・	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	2	4	－	－	－	9	16
食品の放射線照射業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
菓子製造業		5	－	3	1	9	－	・	18	142	62	115	125	90	61	・	595	380
アイスクリーム類製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	2	1	3	4	2	－	・	12	5
乳製品製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	3	－	1	2	2	－	・	8	17
清涼飲料水製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	1	－	3	2	－	－	・	6	3
食肉製品製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	2	2	1	1	2	－	・	8	16
水産製品製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	1	－	6	6	－	－	・	13	6
氷雪製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
液卵製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
食用油脂製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	1	－	2	－	－	・	3	2
みそ又はしょうゆ製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	2	－	－	1	・	3	3
酒類製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	1	1	2	4	1	2	・	11	17
豆腐製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	2	3	6	3	2	1	・	17	26
納豆製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	1	－	－	－	・	1	－
麺類製造業		1	－	－	－	－	－	・	1	1	2	4	7	3	－	・	17	19
そうざい製造業		1	－	2	－	－	－	・	3	33	13	35	32	14	18	・	145	140
複合型そうざい製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
冷凍食品製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	1	2	3	－	－	・	6	－
複合型冷凍食品製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	－	－	－	－	・	－	－
漬物製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	4	2	6	9	4	3	・	28	22
密封包装食品製造業		－	－	－	－	1	－	・	1	5	4	9	9	7	2	・	36	33
食品の小分け業		－	－	－	－	－	－	・	－	2	1	2	3	－	－	・	8	3
添加物製造業		－	－	－	－	－	－	・	－	－	－	1	1	－	－	・	2	1
総数		79	25	53	41	29	13	1	241	1,786	743	1,497	1,456	647	414	315	6,858	4,346
東京都 ふぐの取扱 い規制条例	ふぐ取扱所	1	－	－	－	－	1	・	2	11	5	6	10	3	3	・	38	77
生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)		－	－	－	－	－	－	－	－	2	1	1	2	－	－	－	6	1

〔表3－2〕改正後食品衛生法第57条に規定する営業等

区 分		5年度末 営業所数	届 出 件 数						
			武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	小計
旧許可 業種で あった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	157	1	－	1	－	－	－	2
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	200	－	－	1	－	－	1	2
	乳類販売業	708	3	－	4	3	3	3	16
	氷雪販売業	5	－	－	－	－	－	－	－
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	514	57	18	68	33	5	1	182
	小計	1,584	61	18	74	36	8	5	202
販売業	弁当販売業	121	8	1	5	7	－	5	26
	野菜果物販売業	178	10	1	7	6	3	2	29
	米穀類販売業	33	1	－	1	3	1	－	6
	通信販売・訪問販売による販売業	9	－	1	2	－	－	－	3
	コンビニエンスストア	443	9	5	17	8	5	7	51
	百貨店、総合スーパー	197	2	3	3	3	5	1	17
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く)	296	12	7	16	12	16	4	67
	その他の食料・飲料販売業	1,399	83	23	56	71	28	24	285
	小計	2,676	125	41	107	110	58	43	484
製造・ 加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)	2	－	－	－	－	－	－	－
	いわゆる健康食品の製造・加工業	4	－	－	－	1	－	－	1
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)	124	9	6	6	4	1	3	29
	農産保存食料品製造・加工業	17	－	－	1	－	1	－	2
	調味料製造・加工業	71	6	5	2	5	3	－	21
	糖類製造・加工業	－	－	－	－	－	－	－	－
	精穀・製粉業	13	1	－	－	－	－	－	1
	製茶業	9	2	2	－	－	1	2	7
	海藻製造・加工業	1	－	－	－	－	－	－	－
	卵選別包装業	1	－	－	1	1	－	－	2
	その他の食料品製造・加工業	85	4	7	2	1	1	1	16
	小計	327	22	20	12	12	7	6	79
上記以外 のもの	行商	22	1	－	2	3	－	2	8
	集団給食施設	503	2	4	7	1	2	1	17
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る)	1	－	－	－	－	－	－	－
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	－	－	－	－	－	－	－
	その他	15	1	－	1	－	－	－	2
	小計	544	4	4	10	4	2	3	27
公衆衛生に与える影響が少ない営業		9	－	－	－	1	－	1	2
合 計		5,140	212	83	203	163	75	58	794

(※) 令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行

廃業数							6年度末営業所数							監視 件数
武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	計	
7	4	10	10	7	9	47	16	17	27	34	10	8	112	16
7	5	12	10	7	8	49	25	23	33	45	15	12	153	25
11	14	51	14	10	8	108	127	103	164	132	52	38	616	75
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	5	-
52	21	58	29	13	2	175	140	98	155	82	34	12	521	3
77	44	131	63	37	27	379	308	241	381	296	111	70	1,407	119
1	1	3	2	1	1	9	34	20	19	47	11	7	138	18
1	-	2	-	4	-	7	44	28	48	41	26	13	200	47
-	-	-	-	-	-	-	11	1	8	8	9	2	39	3
-	-	-	-	-	-	-	1	5	4	2	-	-	12	-
3	4	4	4	-	-	15	85	75	138	103	47	31	479	54
2	2	4	3	-	-	11	40	35	46	48	24	10	203	194
5	1	3	3	-	1	13	78	48	96	76	45	7	350	10
46	5	23	24	10	9	117	495	189	325	317	158	83	1,567	307
58	13	39	36	15	11	172	788	401	684	642	320	153	2,988	633
-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	-	-	5	14
3	-	1	-	1	-	5	33	29	28	32	11	15	148	21
-	-	-	-	-	-	-	3	4	2	5	1	4	19	1
1	1	2	-	1	-	5	24	8	10	29	8	8	87	84
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	3	1	3	5	-	2	14	-
-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	-	2	4	16	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	3	-
1	-	1	1	-	-	3	29	23	15	15	13	3	98	45
5	1	4	1	2	-	13	99	69	64	90	35	36	393	165
1	-	-	-	-	-	1	5	2	10	4	2	6	29	1
3	1	2	3	2	-	11	75	86	124	125	66	33	509	605
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	4	1	7	1	2	2	17	6
6	1	2	3	2	-	14	84	89	142	130	70	42	557	612
-	1	-	-	-	-	1	-	-	4	4	-	2	10	7
146	60	176	103	56	38	579	1,279	800	1,275	1,162	536	303	5,355	1,536

〔表3-3〕改正前食品衛生法第52条、東京都ふぐの取扱い規制条例、食品衛生法施行細則第17条に規定する営業

区 分		5年度末 営業所数	廃 業 数								6 年 度 末 営 業 所 数								監視 件数
			武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	小計	武蔵野	三鷹	府中	調布	小金井	狛江	都内 一円	計	
飲	旅館・ホテル	7	-	-	1	-	-	-	・	1	1	-	3	1	-	1	・	6	1
	バー・キャバレー	132	16	1	10	11	3	-	・	41	51	7	23	6	2	2	・	91	45
	一般飲食店	2,925	280	92	179	172	83	45	・	851	647	252	438	408	207	122	・	2,074	1,021
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
食	すし屋	99	11	4	7	4	-	3	・	29	18	10	17	16	6	3	・	70	74
	そば屋	105	1	6	6	9	2	2	・	26	16	15	16	23	2	7	・	79	127
	仕出し屋	53	2	2	1	2	-	-	・	7	3	10	7	14	7	5	・	46	16
	弁当屋	188	22	8	10	20	5	1	・	66	25	19	33	23	13	9	・	122	115
店	そう菜店	158	21	8	10	10	2	4	・	55	24	9	25	17	15	13	・	103	98
	コンビニエンスストア等	2	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	2	-	-	-	・	2	-
	移動	5	・	・	・	・	・	・	2	2	・	・	・	・	・	・	3	3	-
	臨時	45	-	-	-	-	-	-	13	13	-	-	-	-	-	-	32	32	4
業	許可ある集団給食	373	13	23	20	24	5	3	・	88	53	60	57	50	44	21	・	285	189
	自動車	126	・	・	・	・	・	・	48	48	・	・	・	・	・	・	78	78	-
	自動販売機	7	2	-	-	-	1	-	・	3	-	-	3	1	-	-	・	4	-
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
業	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	小計	4,225	368	144	244	252	101	58	63	1,230	838	382	624	559	296	183	113	2,995	1,690
喫茶店 営業	店舗	91	9	1	6	3	5	1	・	25	20	9	14	15	5	3	・	66	26
	自動販売機	233	37	14	51	21	12	2	・	137	11	11	40	18	10	6	・	96	7
	自動車	4	・	・	・	・	・	・	2	2	-	・	・	・	-	・	2	2	-
	小計	328	46	15	57	24	17	3	2	164	31	20	54	33	15	9	2	164	33
菓子 製造 業	パン製造業	142	14	8	8	8	3	4	・	45	20	12	27	20	12	6	・	97	70
	生菓子製造業	138	9	3	10	4	3	2	・	31	25	18	21	18	16	9	・	107	67
	その他の菓子製造業	391	26	18	27	31	18	10	・	130	70	47	44	52	35	13	・	261	98
	移動	-	・	・	・	・	・	・	-	-	・	・	・	・	・	・	-	-	-
業	臨時	26	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	21	21	3
	自動車	22	・	・	・	・	・	・	7	7	・	-	・	・	・	・	15	15	-
	小計	719	49	29	45	43	24	16	12	218	115	77	92	90	63	28	36	501	238
あん類製造業		3	-	-	-	-	-	-	・	-	-	2	-	-	1	-	・	3	6
アイスクリーム類製造業		83	6	1	9	8	1	1	・	26	19	5	13	13	7	-	・	57	19
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
乳製品製造業		7	2	-	-	2	-	-	・	4	-	-	2	1	-	-	・	3	8
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
乳類 販売業	専業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	ショーケース売り	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	移動販売車	-	・	・	・	・	・	・	-	・	・	・	・	・	・	・	-	-	-
食肉処理業	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般	13	3	-	1	-	-	-	・	4	2	3	2	1	1	-	・	9	11
	包装	119	7	3	9	7	3	3	・	32	20	13	18	18	10	8	・	87	92
	自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
食肉 販売業	移動販売車	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	小計	2	・	・	・	・	・	・	1	1	・	・	・	・	・	・	1	1	-
	小計	121	7	3	9	7	3	3	1	33	20	13	18	18	10	8	1	88	92
食肉製品製造業		2	-	-	1	-	-	-	・	1	-	1	-	-	-	-	・	1	7
魚介類 販売業	一般	103	8	6	7	7	3	3	・	34	13	13	22	11	7	3	・	69	81
	包装	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	移動販売車	4	・	・	・	・	・	・	2	2	・	・	・	・	・	・	2	2	-
	小計	107	8	6	7	7	3	3	2	36	13	13	22	11	7	3	2	71	81
魚介類せり売業		-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
魚肉ねり製品製造業		1	1	-	-	-	-	-	・	1	-	-	-	-	-	-	・	-	1
食品の 冷凍・ 冷蔵業	冷凍業	20	-	-	2	-	-	-	・	2	3	5	7	3	-	-	・	18	12
	冷蔵業	2	-	-	1	-	-	-	・	1	-	-	1	-	-	-	・	1	1
	小計	22	-	-	3	-	-	-	・	3	3	5	8	3	-	-	-	19	13
	食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	-	-	-	・	-	-	1	-	-	-	1	・	2	-
乳酸菌飲料製造業		1	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	1	-	-	-	・	1	3
氷雪 製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	一(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	一(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
氷雪販売業		-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
食 用 油 脂 製造業	動物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
	植物性油脂	3	-	-	-	1	-	-	・	1	1	-	-	1	-	-	・	2	1
	小計	3	-	-	-	1	-	-	・	1	1	-	-	1	-	-	・	2	1
	マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
みそ製造業		-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
しょうゆ製造業		-	-	-	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
ソース類製造業		4	-	-	-	-	-	1	・	1	-	-	3	-	-	-	・	3	9
酒類製造業		3	-	1	-	-	-	-	・	1	-	-	-	1	-	1	・	2	1
豆腐製造業		11	-	1	2	2	-	-	・	5	-	3	2	-	1	-	・	6	8
納豆製造業		1	-	-	-	-	-	-	・	-	-	1	-	-	-	-	・	1	-
めん類製造業		29	-	2	1	6	-	-	・	9	2	3	3	11	1	-	・	20	55
そうざい製造業		71	4	5	6	3	2	-	・	20	12	8	16	7	6	2	・	51	43
かん詰又はびん詰食品製造業		1	-	-	1	-	-	-	・	1	-	-	-	-	-	-	・	-	-
添加物製造業		2	-	-	1	1	-	-	・	2	-	-	-	-	-	-	・	-	-
総数		5,759	494	207	387	356	151	85	80	1,760	1,056	537	860	749	408	235	154	3,999	2,319
東京都 ふぐの取扱 い規制条例	ふぐ取扱所	38	5	3	1	5	1	2	-	17	8	2	5	4	2	-	-	21	87
	生食用食肉取扱施設 (食品衛生法施行細則第17条に規定する営業)	2	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-

(※) 都内一円:営業範囲を都内に限定したもの
令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行

(2) 食品別収去検査(健康安全研究センター送付分)

違反食品の排除と食品の衛生向上を図るため各種の検査を実施した。

〔表3-4〕食品別収去検査成績(健康安全研究センター送付分)

区 分		総 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
			良	不 良	良	不 良
調理食品	弁当類	16	14	-	2	-
	複合調理そうざい類	63	50	-	13	-
魚介類等	魚介類	6	6	-	-	-
	魚介類加工品	13	5	-	8	-
肉・卵類及びその加工品		20	12	-	8	-
乳・乳製品等		5	3	-	2	-
農産物等	野菜類・果物及びその加工品	28	20	-	8	-
	穀類及びその加工品	2	-	-	2	-
菓子類		33	26	-	7	-
飲料等		12	6	-	6	-
その他の食品		13	5	-	8	-
総 数		211	147	-	64	-

(3) 現場簡易検査(保健所実施分)

調理器具、手指及び冷蔵庫の取っ手等の検査を行った。検査結果が不良なものについては、各施設の衛生状態に応じた改善指導を行った。

〔表3-5〕食品・器具・手指の検査(保健所実施分)

区 分	検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不 良	良	不 良
総 数	4,141	3,924	217	-	-
手 指	2,551	2,373	178	-	-
調 理 器 具	1,133	1,100	33	-	-
食 品	3	1	2	-	-
そ の 他	454	450	4	-	-

(4) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の食品の取扱い等について、一斉監視を実施し、事故防止に努めた。

〔表3-6〕縁日・祭礼等の一斉監視

区 分	回 数	件 数
総 数	9	793
縁日・祭礼	8	748
学 園 祭	-	-
興 行 場	-	-
そ の 他	1	45

(5) 化製場等・食鳥処理場施設の監視指導

「化製場等に関する法律」、「動物質原料の運搬等に関する条例」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」等に基づいた業務を行っている。

① 化製場等の監視指導

「化製場等に関する法律」、「動物質原料の運搬等に関する条例」に基づき許可、監視指導等を行った。

〔表3-7〕 化製場等の施設数及び監視指導状況

年度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
5	年度末施設数等	2 (12)	1	1	(12)
	監視指導件数	4 (16)	1	3	(16)
	施設に関する苦情処理件数	- (-)	-	-	(-)
6	年度末施設数等	2 (12)	1	1	(12)
	監視指導件数	2 (12)	1	1	(12)
	施設に関する苦情処理件数	- (-)	-	-	(-)

(※) 管内該当施設は府中市のみ

()内は動物質原料運搬容器に関する数

② 食鳥処理場施設の監視指導

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、衛生的な食鳥肉の取扱いについて監視指導を行っている。

〔表3-8〕 食鳥処理場施設数・監視数

区分	5年度 総 数	6年度					
		総 数	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市 狛江市
施設数	6	6	-	-	5	-	- 1
監視数	26	30	-	-	21	-	- 9

(6) 食中毒発生状況

東京都においては、毎年 110 件前後の食中毒が確認されており、約 1,380 名の患者が発生している（過去 5 年平均）。食中毒発生時には、その原因食品、原因物質の調査を速やかに行い、事故の拡大や再発の防止を図っている。管内の食中毒発生状況は以下のとおりである。

〔表3-9〕 食中毒発生状況(当保健所で処理した食中毒事件)

総 数		6 年 度 食 中 毒 発 生 の 内 訳				
5年度	6年度	発生月日	原因施設	原 因 食 品	病 因 物 質	患者数/喫食数
3件	10件	7 月 30 日	弁当屋	当該施設が調理し提供した弁当類	ノロウイルス	80/126
		8 月 8 日	飲食店	当該施設が調理し提供したシメサバ	アニサキス	1/ 2
		10 月 10 日	飲食店	当該飲食店が調理、提供した食品	カンピロバクター・ ジェジュニ	22/ 34
		11 月 11 日	給食施設	当該施設が調理し提供した食事	ウエルシュ菌	8/ 74
		12 月 25 日	飲食店	当該飲食店が調理し提供した食事	ノロウイルス	3/ 7
		1 月 28 日	飲食店	当該飲食店が調理し提供した食事	アニサキス	1/ 1
		2 月 26 日	弁当屋	当該飲食店が調理し提供した 「海鮮ばらちらし弁当」	ノロウイルス	15/ 18
		3 月 22 日	飲食店	当該飲食店が調理し提供した食事	ノロウイルス	16/不明
		3 月 27 日	不明	不明	アニサキス	1/ 1
		3 月 27 日	飲食店	当該飲食店が調理、提供した食品	カンピロバクター・ ジェジュニ	5/ 13

〔表3-10〕食中毒関連調査(当保健所管外を原因施設とするもの)

事件数	調 査 対 象 数					施設関係
	患 者 関 係				155	
	総 数	発 症 状 況				
		発 症	非発症	不 明		
105	217	149	67	1	155	

〔表3-11〕食中毒関連調査(検査件数)

検 体 数		
総 数	病因菌検出状況	
	検出	不検出
214	64	150

(7) 苦情処理

消費者等から届出のあった苦情の処理状況は次のとおりである。受理した苦情については、速やかに原因を調査し、その結果に基づき改善や再発防止等の衛生指導を行っている。

〔表3-12〕苦情処理件数

区分	総数	苦 情 内 容												検査実施数
		異物混入	腐敗・変敗	カビの発生	異味・異臭	変色	変質	食品・器具の 取扱い	従事者	表示	有症	施設・設備	その他	
管内	334	41	5	3	13	3	-	33	8	27	159	23	19	33
管外	28	3	-	-	1	-	-	5	1	-	15	1	2	1

(※) 食品関係業務報告書に記載した件数

(8) 衛生講習会・食品衛生相談

事業者や消費者に対して正しい知識と理解を得てもらうため、衛生講習会を実施している。また、窓口や電話等でも食品衛生全般について相談を受け付けている。

〔表3-13〕講習会開催状況

区 分	総 数	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他
回 数	103	32	34	37
受講者数	3,380	1,139	1,037	1,204

(※) 食品衛生実務講習会(A):保健所等がテーマを企画した特別講習会(2時間以上)

食品衛生実務講習会(B):許可更新時、業態別等に保健所等で実施する講習会(1時間以上)

その他: 学園祭出店者向けの動画による講習、消費者向け講習会等

〔表3-14〕相談件数

総 数	処 理 の 内 容		
	電話処理	窓口処理	街頭相談
22,194	12,467	9,277	450

(※) 〔表3-12〕に記載したものを除く

(9) 調理師・製菓衛生師免許申請

〔表3-15〕調理師・製菓衛生師免許申請数

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製菓衛生師
総 数	223	12
免 許 申 請	166	8
免許証書換え交付申請	24	4
免許証再交付申請	33	-
域 外	-	-

(10) 広報普及

食の安全・安心に係わる話題について取り上げ、正確な情報を提供するため、一般消費者向け情報紙「食べもの暦」を年3回、計5,458部発行した。

また、事業者向け情報紙「食品衛生ミニ情報」を年2回、計400部発行した。

(11) 各種会議

食品衛生推進員からの地域の食品衛生向上及び自主管理に関する提言、意見具申を食品衛生業務に反映させるため、食品衛生推進会議を2回開催した。

〔表3-16〕食品衛生推進会議実施状況

会 議 名	開催日	委員数	出席者数	開催場所	議 事 内 容
上半期 多摩府中保健所 食品衛生推進会議	9月12日	21	14	多 摩 府 中 保 健 所	・ 食品衛生推進員の事業計画について ・ 食中毒発生状況について ・ 最近の食品衛生の話題等 ・ その他
下半期 多摩府中保健所 食品衛生推進会議	3月6日	21	15	多 摩 府 中 保 健 所	・ 令和7年度東京都食品衛生監視指導計画の概要 (案)について ・ 令和7年度食品衛生推進員の事業計画について ・ 食中毒発生状況について ・ 最近の食品衛生の話題等、その他

(※) 食品衛生推進員は、食品等事業者の自主管理の推進及び東京都が行う食品の安全確保事業の推進に協力する者で、食品衛生法第67条に基づき知事が委嘱する。

4 保健栄養

保健所の保健栄養業務は、地域住民が健やかにいきいきと暮らすために、住民を取り巻く食環境を整備して地域の栄養・食生活の改善を図ることを目指している。

(1) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、厚生労働省の指定地区を対象に、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年11月に実施している。

令和6年は、健康日本21(第三次)の開始に合わせ、生活習慣等の地域格差を分析するため、調査地区を拡大した調査として、1地区の指定を受け、栄養摂取状況調査、身体状況調査、生活習慣調査を実施した。協力のあった世帯には、個別の調査結果について、医師及び管理栄養士によるコメントを加えて返却した。

〔表4-1〕国民健康・栄養調査

項 目	調査地区	栄養摂取状況調査・ 生活習慣調査日	身体状況調査日	実施人員
国民健康・栄養調査	1地区	11月11日	11月12日	16世帯33人

(2) 地域連携

関係機関・団体と連携して地域における健康づくりを推進するために、業務連絡会を開催し、食に関するネットワークの形成に努めている。令和6年度は2回開催し、1回目は集合形式、2回目はWEB形式で実施した。

〔表4-2〕関係機関との連絡調整会議等の実施状況

項 目	実施 回数	延人員 (保健所職員を除く)	内 容 等
6市行政栄養士業務連絡会	2	12	保健栄養事業計画、情報交換、その他

(3) 人材育成

① 健康づくり調理師研修事業

外食・中食を利用する都民の割合は高く、飲食店等において調理業務に従事する調理師等が都民の食生活に果たす役割は大きい。このため、飲食店、給食施設等の調理師及び調理従事者を対象に、都民の健康づくりを推進する上で必要な情報の提供や、技術の向上を目的とした研修を開催している。

〔表4－3〕健康づくり調理師研修会実施状況

実施日		開催方法	内 容	参加人数
第1回	8月20日	集合	講話:「スパイスを上手に使って 美味しく減塩チャレンジ！」 講師:女子栄養大学 生涯学習講師 小川 聖子 氏	10人
第2回	8月26日	集合		12人

② 地域活動栄養士会の育成・支援

地域において都民の食生活支援活動等を行っている自主組織である地域活動栄養士会に対し、会員の資質向上・人材育成のため情報提供等により支援を行った。

〔表4－4〕地域活動栄養士会への支援

項 目	活 動 内 容 等
三鷹地域活動栄養士会	総会、情報提供等

③ 管理栄養士実習生指導

保健所事業や行政栄養士業務について、班別実習、市事業見学及び課題研究等を実施した。

〔表4－5〕学生実習の受入れ

養成施設名	実施回数	実習延日数	指導実人数	内 容
実践女子大学	4 班	22 日間	15 人	保健所の役割と公衆栄養業務について
東京家政学院大学	6 班	33 日間	25 人	

(4) 栄養指導

電話及び来所等による住民からの難病やアレルギー等の専門的な栄養相談を実施した。

〔表4－6〕 個別栄養指導状況

年 度	種 別	区 分		栄養 指導 計	栄養指導（一般栄養相談を除く）					(再掲) 市町村 支 援
					(再掲)病 態 別			(再掲)	(再掲)	
					生活習慣病	難 病	その他の疾病	訪問指導	精 神	
5 年度	総 数	総 数		13	2	1	2	1	2	－
6 年度	総 数	内 訳	総 数	10	－	－	4	－	－	－
			妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
			乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳未満	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳以上	10	－	－	4	－	－	－
	武蔵野市	内 訳	総 数	1	－	－	－	－	－	－
			妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
			乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳未満	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳以上	1	－	－	－	－	－	－
	三鷹市	内 訳	総 数	1	－	－	1	－	－	－
			妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
			乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳未満	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳以上	1	－	－	1	－	－	－
	府中市	内 訳	総 数	7	－	－	3	－	－	－
			妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
			乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳未満	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳以上	7	－	－	3	－	－	－
	調布市	内 訳	総 数	1	－	－	－	－	－	－
			妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
			乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳未満	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳以上	1	－	－	－	－	－	－
	小金井市	内 訳	総 数	－	－	－	－	－	－	－
			妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
			乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳未満	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳以上	－	－	－	－	－	－	－
	狛江市	内 訳	総 数	－	－	－	－	－	－	－
			妊産婦	－	－	－	－	－	－	－
			乳幼児	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳未満	－	－	－	－	－	－	－
			20 歳以上	－	－	－	－	－	－	－

(5) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は、729 施設（令和 7 年 3 月末日現在）である。このうち健康増進法第 21 条に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として指定されているのは、30 施設である。〔表 4－7〕〔表 4－8〕

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持増進を図ることを目的に、給食施設の特性に応じた給食管理、栄養管理が行われるように指導した。〔表 4－9〕

① 巡回・来所等個別指導

給食施設における栄養管理の方法、栄養教育の推進等について、各施設の状況にあわせた個別指導を実施した。

② 栄養管理講習会

給食施設における給食管理及び栄養管理の向上を図るため、施設の管理者、管理栄養士・栄養士、調理師等給食従事者に対する講習会を開催した。〔表 4－10〕

なお、開催に当たっては、感染症への対応等の観点や受講者の希望などを考慮し、WEB 開催等開催方法を工夫して実施した。

③ 給食研究会の育成・支援

給食の管理運営と技術の向上及び会員相互の研鑽を図ることを目的に、多摩府中給食施設協議会が組織されている。この協議会には、府中小金井、三鷹武蔵野、狛江調布の 3 支部があり、全体で 46 施設が活動している。

給食施設協議会の自主的活動の促進が図られるよう、保健所から指導・助言を行った。

〔表 4－7〕 給食施設数

年度	総数	学校	病院	介護 老人 保健 施設	介護 医療 院	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄宿舍	事業所	給食 センター	自衛隊	その他
5 年度	737	115	42	14	2	56	292	23	2	10	59	1	1	120
6 年度	729	114	41	14	2	56	296	23	2	10	53	1	1	116
武蔵野市	102	16	6	2	－	11	40	2	－	－	8	1	－	16
三鷹市	143	27	7	4	1	8	54	3	－	3	9	－	－	27
府中市	160	7	14	4	－	13	60	8	1	1	22	－	1	29
調布市	174	31	8	3	－	13	77	4	－	3	10	－	－	25
小金井市	101	26	5	1	－	6	45	5	－	3	2	－	－	8
狛江市	49	7	1	－	1	5	20	1	1	－	2	－	－	11

〔表4－8〕管理栄養士必置指定施設数

年度	総数	学校	病院	介護 老人 保健 施設	介護 医療 院	老人 福祉 施設	児童 福祉 施設	社会 福祉 施設	矯正 施設	寄宿舍	事業所	給食 センター	自衛隊	その他
5 年度	31	－	14	－	－	－	－	－	1	－	13	1	－	2
6 年度	30	－	14	－	－	－	－	－	1	－	12	1	－	2
武蔵野市	3	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－
三鷹市	5	－	3	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－	－
府中市	16	－	5	－	－	－	－	－	1	－	8	－	－	2
調布市	3	－	2	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
小金井市	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
狛江市	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※ 管理栄養士必置指定施設とは、医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回 300 食以上又は1日 750 食以上の食事を供給する施設、またはそれ以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回 500 食又は1日 1,500 食以上の食事を供給する施設。

〔表4－9〕特定給食施設等指導状況

年 度	種 別		総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上	1 回 100 食未満又は 1 日 250 食未満
5 年度	総 数	個別指導延施設数	1073	512	186	375
		（再掲）巡回指導	50	19	20	11
		集団指導 開設回数	12	－	－	－
		延施設数	574	258	29	287
6 年度	総 数	個別指導延施設数	1205	507	192	506
		（再掲）巡回指導	52	47	5	－
		集団指導 開設回数	15	－	－	－
		延施設数	508	240	43	225
	武蔵野市	個別指導延施設数	207	78	31	98
		（再掲）巡回指導	4	4	－	－
		集団指導延施設数	91	32	3	56
	三鷹市	個別指導延施設数	119	60	11	48
		（再掲）巡回指導	10	9	1	－
		集団指導延施設数	86	30	4	52
	府中市	個別指導延施設数	236	105	65	66
		（再掲）巡回指導	16	16	－	－
		集団指導延施設数	135	71	24	40
	調布市	個別指導延施設数	369	151	38	180
		（再掲）巡回指導	13	9	4	－
		集団指導延施設数	119	73	6	40
	小金井市	個別指導延施設数	245	89	45	111
		（再掲）巡回指導	5	5	－	－
		集団指導延施設数	56	27	2	27
	狛江市	個別指導延施設数	29	24	2	3
		（再掲）巡回指導	4	4	－	－
		集団指導延施設数	21	7	4	10

〔表4－10〕栄養管理講習会実施状況

	実施日	対象施設	開催方法	テーマ・講師名	参加施設数	参加人数
第1回	5月28日	病院・ 介護施設等/ 給食施設等	WEB	講義:栄養管理報告書の作成等 (病院・介護施設等用)(給食施設用) 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	16	16
第2回	5月29日	保育所・ 幼稚園等	WEB	講義:栄養管理報告書の作成等 (保育所・幼稚園等用) 講師:多摩府中保健所 栄養指導員	48	52
第3回	6月4日	全給食施設	WEB ・集合	講義:食品衛生について グループディスカッション 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 栄養指導員	76	118
第4回	7月9日	全給食施設	WEB	講義:給食運営に必要なコミュニケーションスキル～コンフリクト・マネジメントでポジティブに問題を解決しよう!～ 講師:山梨大学医学部付属病院 医療の質・安全管理部 特任教授 荒神 裕之氏	59	80
第5回	9月3日	病院・ 介護施設等	WEB	講義:低栄養とリハビリテーション栄養管理 講師:一般社団法人是真会 長崎リハビリテーション病院教育研修部/栄養管理室 西岡 心太 氏	18	29
第6回	9月18日	保育所・ 幼稚園等	WEB	講義:食育で得られるマルチスキルでSDGsに貢献しよう 講師:東京家政大学 教授 内野 美恵 氏	57	58
第7回	11月27日	全給食施設	WEB ・集合	講義:食品衛生について グループディスカッション 講師:多摩府中保健所 食品衛生監視員 栄養指導員	57	65
第8回	12月4日	病院・ 介護施設等	WEB	講義:当院における口腔、栄養、リハビリテーションの取組 講師:足利赤十字病院 リハビリテーション科 副部長/歯科医師 寺中 智 氏	21	24
第9回	1月23日	全給食施設	WEB	講義:日本人の食事摂取基準(2025年版)の概要と活用 講師:女子栄養大学 教授 上西 一弘 氏	54	54
第10回	1月30日	全給食施設	WEB	講義:日本人の食事摂取基準(2025年版)の概要と活用 講師:女子栄養大学 教授 上西 一弘 氏	45	46
第11回	2月13日	全給食施設	WEB	講義:日本人の食事摂取基準(2025年版)の概要と活用 講師:女子栄養大学 教授 上西 一弘 氏	26	27
合 計		全給食施設 6回 給食施設等 1回	保育所・幼稚園等 2回	病院・介護施設等 3回	477	569

(6) 食品関連事業者指導

① 栄養表示等普及促進事業

平成 27 年に食品表示法に基づく食品表示基準が公布・施行され、全ての一般用加工食品等に、原則、栄養成分表示が義務付けられた。

食品表示基準に基づく栄養成分表示及び健康増進法に基づく誇大表示の禁止に係る表示の適正化及び普及を図ることを目的として、食品関連事業者に対し、相談・指導（95 件）、立入検査（27 施設）、収去検査、食品の適正表示講習会を実施した。

〔表4－11〕 収去検査

内容		件数
第 1 回	特別用途食品、栄養表示食品、機能性表示食品 又は栄養強調表示のある食品	5 検体
第 2 回		5 検体

〔表4－12〕 食品の適正表示講習会

実施日	開催方法	内容	参加人数
2 月 7 日	集合	講義：食品表示法(品質事項、衛生事項、保健事項)及び健康増進法 (誇大表示の禁止)に係る表示について 講師：多摩府中保健所 食品衛生担当、保健栄養担当	19
2 月 12 日から 3 月 7 日まで	WEB		329

② 地域における食生活改善普及事業における「からだ気くばりメニュー店」の普及促進

東京都健康推進プラン 2 1（第三次）が目指す、都民が望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図り、負担感なく生活習慣の改善に取り組める食環境づくりのため、「野菜メニュー店」（1 食当たり 120 g 以上の野菜を使用したメニューがあるお店）をリニューアルし 10 月から「からだ気くばりメニュー店」の募集を行った。令和 7 年 3 月末日現在の届出数は、53 店舗である。「からだ気くばりメニュー店」の各店舗に対し、ステッカーの掲示や卓上のぼり旗の展示を依頼し、健康に関する情報提供を行った。

また、北多摩南部圏域における食生活の改善普及に向けて、関係機関・団体が連携して住民への普及啓発と食環境の整備の充実について協議することを目的に、栄養・食生活ネットワーク会議を開催している。令和 6 年度は、若い世代を中心に「ちゃんとごはん」（野菜摂取、栄養バランスや減塩など）について普及・啓発するためのステッカーやポスター、マスタークイズなどを検討し作成した。

さらに、課題別地域保健医療推進プランにおいて制作した「大学生及び事業所若手社員等に向け

た食育の推進～“ちゃんとごはん”習慣で自分の健康を守ろう！～」動画や、「高齢者の低栄養を予防する環境整備～無理なく楽しく取り組める食からのフレイル対策～」リーフレット、啓発動画及びフレイル予防の簡単レシピのホームページへの掲載等により、啓発を行った。

〔表4－13〕 北多摩南部圏域栄養・食生活ネットワーク会議

開催日	出席人数 (保健所職員を除く)	内 容 等
第 1 回 12 月 10 日	11	・東京都北多摩南部地域保健医療推進プランについて ・大学生及び事業所若手社員等に向けた食育の推進について (令和 4 年度・令和 5 年度課題別地域保健医療推進プラン報告) ・各市及び関係機関の食を通した健康づくりの取組状況 ・令和 6 年度の事業計画について ・若い世代向け取組案について ・からだ気くばりメニュー店について 等
第 2 回 3 月 4 日	10	・令和 6 年度各市及び関係機関の食を通した健康づくりの取組実績について ・令和 6 年度の取組評価について ・令和 7 年度 食環境整備取組案について ・令和 7 年度 若い世代向けの取組内容案について ・令和 7 年度の事業計画について 等